



請 39 己

平成 30 年 1 月 12 日

浜松市議会議長
渥美誠 殿

陳情人
竹村洋治

浜松市情報公開条例の一部改正を求める陳情

日本国憲法 16 条及び請願法（昭和 22 年 3 月 13 日法律第 13 号）の規定に基づき、下記のとおり陳情致します。

記

1 陳情の趣旨

浜松市情報公開条例（平成 13 年 3 月 26 日浜松市条例第 32 号。以下「情公条例」という。）の一部を次のとおり改正するよう求める。

- 一 附則第 2 項中「規則で定めるもの」を「現に実施機関が職務で使用しているもの及び規則で定めるもの」に改める。
 - 二 同第 7 項柱書き中「適用しない。」を「適用しない。ただし、現に実施機関が職務で使用しているものについては、この限りでない。」に改める。
 - 三 同第 8 項中「適用しない。」を「適用しない。ただし、現に実施機関が職務で使用しているものについては、この限りでない。」に改める。
- また、係る改正にあたっては、併せて所要の経過措置を定めるよう求める。

2 陳情の理由

- 一 情公条例は、現に実施機関が職務で使用している公文書であっても、浜松市について平成 13 年 4 月 1 日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得したもの（決裁、供覧又はこれらに準ずる手続（以下「事案処理手続」という。）が終了し、実施機関が管理している公文書のうち、平成 9 年 4 月 1 日以後に事案処理手続が終了したもの並びに保存期間が永年と定められている公文書のうち、マイクロフィルムに撮影された公文書その他の目録が整備されている公文書であって、平成 9 年 3 月 31 日以前に事案処理手続が終了したものを除く。）、及び編入前の浜北市について平成 8 年 3 月 31 日以前に、編入前の天竜市について平成 13 年 3 月 31 日以前に、編入前の雄踏町について平成 11 年 3 月 31 日以前に、編入前の細江町について平成 13 年 3 月 31 日以前に、編入前の引佐町について平成 14 年 6 月 30 日以前に、編入前の三ヶ日町について平成 14 年 3 月 31 日以前に、編入前の春野町について平成 13 年 3 月 31 日以前に、編入前の佐久間町について平成 14 年 3 月 31 日以前に、編入前の水窪町について平成 15 年 8 月 31 日以前に、編入前の龍山村について平成 17 年 3 月 31 日以

前に、解散前の引佐郡広域施設組合について平成14年3月31日以前に、解散前の湖東環境衛生施設組合、北遠地区広域市町村圏事務組合及び天竜消防組合について平成17年6月30日以前に、それぞれ当該各実施機関の職員が作成し、又は取得したもの、並びに編入前の舞阪町の実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書であつて、平成10年3月31日以前に事案処理手続が終了したもの（保存期間が永年と定められている公文書のうち、マイクロフィルムに撮影されたものその他の目録が整備されているものを除く。）に関して、適用されないこととなっているから、同条例に基づく公開請求を行うことはできず、同条例附則9項の規定に基づく「公開の申出」のみができる。

二 然しながら、前項の「公開の申出」は請求に当たらないから、これに対する措置について、行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）に基づく不服申立て及び行政事件訴訟法（昭和37年5月16日法律第139号）に基づく取消し請求を行うことはできず、浜松市情報公開・個人情報保護委員会による調査及び審議も行われないところ、当該申出人には不服申立ての手段がない。

三 これは、実施機関の独断裁量のみによって、一部であっても現に職務で使用している公文書の公開を拒否できることと同義であつて、他の政令市における情報公開制度に比し、極めて閉鎖的であると言わざるを得ない。

四 現状は、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の信頼の確保と市民参加の充実を図り、もって民主的で開かれた市政の運営に寄与する」（傍点は陳情人）との情公条例の目的にも逆行するものである。

五 よつて、前項の趣旨のとおり陳情するものである。

3 陳情人

氏名

竹村 洋治

住所

電話

Email

以上